

知的所有権ニュース（2025年4月）

〒392-0015

長野県諏訪市中洲1602-3

三枝特許事務所

TEL:0266-53-4197

FAX:0266-58-8602

E-mail: spo@coral.ocn.ne.jp

ようやく春らしい季節がやってきました。開花のたよりも聞かれる昨今ですが、ここ数年は災害が多かったため、今年はおだやかな一年になってほしいと思うこのごろです。

さて、今回も知的所有権ニュースをお届けします。最近の特許関連のニュースや連絡事項などを記載しました。なお、業務内容に関する細かなご質問につきましては電子メールやファクシミリにてお受けしております。 三枝

今回は、前回に引き続き、周知・著名商標の保護に関する話題をお届けします。

周知・著名商標については、その社会的な影響が大きいことから、商標法や不正競争防止法などにおいて一般的な商標（商品等表示）とは異なる規定が定められ、また、運用上においても特別の基準が設定されています。今回は、周知・著名商標の保護に関連する話題、特に周知・著名商標と認められない登録商標に対する問題点についてご説明します。

周知・著名商標の保護－（２）異議申立事件との関係について－

商標法においては、審査において登録査定を受けた商標に対しては、何人も、第43条の2に規定されるように、商標掲載公報の発行の日から二月以内に限り、登録意義の申立てをすることができます。

この異議申立てにおいて多いのが、自らが所有する商標が周知商標であると考えて、当該商標の文字を含む商標登録に対して異議を申し立てるケースです。このとき、異議申立理由としては、商標法第4条第1項第7号、第10号、第15号、第19号などが多く採用されます。

とくに、最近目立っているものとしては、「モンスター」を含む登録商標についてモンスターエナジーカンパニー社が行っている異議申立があります。多くの場合、この異議申立は認められておりませんが、商標権者にとっては迷惑な話です。過去には、「TEC」（東芝テック株式会社）が有名で、弊所も異議申立に対抗し、撃退したことがあります。なお、最近の事案では、「Kao」（花王株式会社）についても、商標の構成によっては異議申立がなされる可能性があります。通常、これらのような異議申立が認められない多くの場合は、対象部分に係る商標（上記の括弧内の商標）の周知性が否定されることによります。

上記異議申立の事案は、周知・著名商標の商標権者、或いは、周知・著名商標の獲得を目指す商標権者が他人の商標登録を妨げる場合ですが、これは異議申立人にとっては致し方のない行為と考えることもできます。その理由は、周知・著名商標となることを目指す登録商標については、その登録後に発生した複数の商標登録によって、先登録の商標の機能の希釈化、或いは、後行商標による先登録の商標の権利範囲の占奪が発生し得る場合が考えられるからです。例えば、以下の例が挙げられます。

- ① 「ROYAL FLAG」（先登録）と「REEBOK ROYAL FLAG」（後登録）とが非類似と判断された例
- ② 「ISD」（先登録）と「ISD個性心理学」とが非類似と判断された例
- ③ 「Raffine Style」（先登録）と「RAFFINE」（後登録）とが非類似と判断された例
- ④ 「ゲンコツ」（先登録）と「ゲンコツコロッケ」或いは、「ゲンコツメンチ」（後登録）とが非類似と判断された例

このような例は多数あるものと考えられますが、近年は、「つつみのおひなっこや事件」の最高裁判決以来、商標の全体観察が原則とされ（この点には異論があります。）、分離観察や要部観察が制限されていることから、上記の例が多く生ずる可能性がさらに高くなっていると考えられます。このため、周知・著名商標として認められる程度の周知性を獲得した登録商標については、前号に記載の審査基準によって保護されるものの、上記の周知度に達しない登録商標については、心もとない状況であると言えます。すなわち、作為によって、先登録の商標と他の用語からなる結合商標が多数登録されることにより、先登録の商標機能の希釈化や権利範囲の占奪が行われる余地があるということです。

以上

【連絡事項】

・長野県発明協会による無料相談事業

時間は午後１時～４時です。なお、相談には予約が必要です。（予約連絡先：各相談会の会場又は発明協会長野県支部026-228-5559）

※弊所担当の相談日は以下の予定です。なお、担当が変更される場合があります。

令和８年 １月２３日（金） 飯田商工会議所
令和８年 ２月２０日（金） 飯田商工会議所
令和８年 ３月１９日（木） 飯田商工会議所

・諏訪圏特許事務所連合会による無料発明相談

時間はいずれも午後１時～４時です。できるだけ事前の予約をお願いします。

諏訪商工会議所：偶数月の第３木曜日：予約連絡先：0266-52-2155

茅野商工会議所：随時：予約連絡先：0266-72-2800（予約のみ対応）

テクノプラザおかや：毎月第３火曜日：予約連絡先：0266-21-7000

下諏訪商工会議所：偶数月の第１水曜日：予約連絡先：0266-27-8533（現時点では予約があった場合のみ対応）

※弊所担当の相談日は以下の予定です。なお、担当が変更される場合があります。

令和７年 ４月１５日（火） テクノプラザおかや（終了）
令和７年 ９月１６日（火） テクノプラザおかや
令和７年１２月１８日（木） 諏訪商工会議所
令和８年 ２月１７日（火） テクノプラザおかや

※なお、弊所にて実施する初回の相談料（１時間以内）は無料となります。お気軽にご相談ください。